

1. 議事日程（令和7年第4回北広島町議会定例会）

令和7年12月5日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第9号	専決処分の報告について (町営住宅明渡しと滞納使用料支払いを請求する訴えについて)
日程第5	議案第70号	北広島町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
日程第6	議案第71号	北広島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
日程第7	議案第72号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第8	議案第73号	北広島町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第74号	北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第75号	北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第76号	北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第77号	北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第78号	令和7年度北広島町一般会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第79号	令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第80号	令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第81号	令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第82号	令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第83号	令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第84号	令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 宮本裕之	3番 坂本伸次
4番 石坪隆雄	5番 佐々木正之	6番 伊藤淳
7番 中村忍	8番 沼田真路	9番 伊藤立真
10番 泉田暁彦	11番 敷本弘美	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	川手秀則	総務課長	中川克也	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	小椿治之	税務課長	植田優香
町民保健課長	迫井一深	福祉課長	細居治	こども家庭課長	芥川智成
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	大本賢一郎
建設課長	藤井尚志	消防長	笠道宏和	教育課長	植田伸二
会計管理者	大畑紹子				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 大内由美子

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。本議会における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、坂本議員、4番、石坪議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

- 議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日12月5日から17日までの13日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの13日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

- 議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は、あらかじめ配付したとおりですが、その中から若干申し添えます。10月16日、国道186号整備促進協議会で、国土交通省、関係国会議員に向け、要望活動を行いました。10月28日、令和7年北広島町高校生議会が本庁議場において行われました。今回は、「未来の北広島町を築く私たちの提案」と題して、この町を盛り立てていくため考えられた高校生の提案が発表されました。11月12日、東京のNHKホールにおいて、第69回町村議会議長全国大会が開催され、出席いたしました。過疎化・少子高齢化が深刻な問題となっている現状で、持続可能な地域社会を確立し、真の地方創生の実現に向け、全国の町村議会が一致団結して行動していくことを確認しました。11月17日、日本消防会館ニッショーホールにおいて、全国過疎地域連盟第60回総会が開催され、出席をいたしました。過疎地域に指定された市町村に対する総合的かつ積極的な支援を国に求め、この地域の安全・安心な暮らしを持続させることを全会一致で決議いたしました。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は別紙請願・陳情受付簿のとおりです。会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。以上で議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。箕野町長。（副町長挙手あり）副町長。
- 副町長（畑田正法） 本定例会の行政報告におきまして、主なるものについて報告をいたします。まず、4ページをお願いいたします。危機管理課の関係であります。地域防災力の強化としまして、南海トラフ巨大地震等を想定した初動対応訓練を10月20日、役場本庁舎で行っております。設定として、震度6強、直下型地震を想定して行っております。次に8ページをお願いいたします。財政政策課の関係であります。まちづくり総合委員会において、第3次北広島町長期総合計画の策定に向けて、第1回のまちづくり総合委員会を10月7日開催をしております。その下の項目、まちづくり懇談会であります。毎年4地域で行っておりますまちづくり懇談会ですが、次の4項目、北広島町ゼロカーボンタウンの取組について、火葬場の集約に伴う環境整備等について、再ほ場整備について、都市計画マスタープランについての主要事業を説明し、意見交換を行ったところであります。9ページをお願いいたします。企業版ふるさと納税であります。11月4日現在8件、1130万の寄附をいただいております。続きまして13ページをお願いいたします。まちづくり推進課の関係であります。ふるさと寄附金、

一般寄附金として、10月31日現在2033件、1億2161万7500円の寄附をいただいております。昨年同時期と比較して318.6%の数字となっております。続きまして24ページをお願いいたします。福祉課の関係であります。敬老金支給事業として、多年にわたり社会に寄与された方の長寿を祝福するとともに、高齢者への敬愛と福祉の増進を図るため敬老祝金をお渡しをしております。対象者として、100歳の方が14人、88歳の方が164人です。続きまして31ページをお願いいたします。環境生活課の関係です。火葬場待合室改修工事として令和8年度から千代田地域の慈光苑に火葬場を集約することに伴いまして、火葬場の待合室の改修工事を実施しております。工期の期間の予定として本年の12月31日までとなっております。続きまして34ページをお願いいたします。農林課の関係であります。再ほ場事業につきまして取組状況を報告をいたします。芸北地域、亀山・雲耕地区であります。この地区におきましては地元説明会を実施しているところでございます。また奥原・土橋地区におきましては行政区長と主な担い手である2経営体と協議を行っているところでございます。続きまして37ページをお願いいたします。商工観光課の関係であります。商工業振興対策事業といたしまして、キャッシュレスキャンペーン、消費需要喚起、地域経済の活性化を目的に本年の10月に行っております。また北広島町産業フェア2025としまして、11月2日、本庁舎南側駐車場にて行っております。以上でございます。教育関係は教育長から報告をいたします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 教育課より主なもののみご報告をいたします。学校教育活動では44ページをお開きをいただきたいです。44ページの中段中ほど、教育支援委員会を11月6日、11月20日の2回開催しました。中身は、支援の必要な児童生徒の次年度の就学先についての審議をしていただいた中身です。その下、山県郡小学校陸上記録会、10月10日、Kumahirapark北広島で、安芸太田の小学校と合同で開催をいたしました。45ページをお願いします。安全・安心な学校施設では、豊平学園第2校舎、これいわゆる旧中学校校舎であります。のトイレ改修工事を令和7年10月21日から令和8年1月30日の間で行っております。今やっている最中でございます。それからその下、通学路交通安全プログラムでは通学路の合同点検を警察、道路管理者、学校、町教育委員会で10月8日に行っております。北広島町内15か所についての通学路の安全点検を行いました。1つ飛んで、北広島ふるさと夢プロジェクト事業でございますが、6年生、夢プロ事業で、「夢と希望を乗せてロケットを飛ばそう」ということで9月30日、Kumahirapark北広島で北海道の植松電機代表取締役、植松努様にお越しをいただいて、ロケットを飛ばしています。4年生の「お宝発見」については記載のとおりです。一番下の「未来のまち 私たちがつくる！中高生が描く北広島町」、11月2日、千代田まつりの日にまちづくりセンターと共催で実施をいたしました。46ページをお願いします。場所がまちづくりセンターで、内容については芸北分校、千代田高校、新庄中学・高等学校と芸北中学校です。主に町内の高校生がプレゼンをしてくれています。それからその下、今年度から中学生も地元の企業をよく知ってもらおうということで企業訪問を始めました。日程等についてはそこに記載のとおりです。次に、2020年東京オリンピックホストタウン推進事業です。万博国際交流プログラム事業として、東京2025世界陸上競技選手権大会ドミニカ共和国選手応援・駐日ドミニカ共和国大使訪問を9月18日から19日で加計高等学校の芸北分校、千代田高校の生徒8名が参加をしました。同じくドミニカ共和国

の万博関係者交流ということで、10月15日から17日にかけて、ドミニカの方のほうが芸北中学校、町内の文化施設を訪問されています。同じくドミニカ共和国出身のカープ選手による野球教室、11月23日にKumahir Park北広島で行いました。19人の参加がありました。47ページをお願いいたします。真ん中の芸術文化振興事業等のところですが、第18回鬨光記念北広島町児童生徒自画像展表彰式を10月11日、ギャラリー森のほうで行いました。今年も1000点を超える応募があり、その中で選ばれております。その中の巡回展示が10月11日から11月19日の間でギャラリー森等で巡回展示を行っております。後にご覧になっていただきたいと思っております。教育課からは以上でございます。

○議長（湊俊文） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。これをもって諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第9号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第4、報告第9号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは報告第9号につきまして、概要を説明します。議案集の4ページをお願いします。報告第9号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、北広島町営住宅の明渡し及び滞納使用料の支払請求に関する訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。以上、詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 報告第9号、専決処分の報告について建設課からご説明申し上げます。議案集4ページ、5ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集5ページ、専決処分第9号のとおり、北広島町営住宅の明渡しと滞納使用料の支払請求に関する訴えの提起について。令和7年11月25日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名並びに2の町営住宅名につきましては記載のとおりです。3、滞納使用料は24万3600円です。4、内容及び請求の趣旨につきましては、債務者は、北広島町営住宅使用料を滞納しているため、本町は住宅の明渡しを請求したところ、納付も意思表示もされないため、住宅の明渡しと滞納使用料の支払いを求める判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起したものです。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 本件についてこれより質疑を行います。質疑はありますか。4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。専決処分については理解をいたしました。訴えの提起するまでに債務者とどのような対応をしたのか。そして、訴えを提起するまでのマニュアルがあるのか、その辺のところお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） まず、マニュアルでございますけれども、滞納債権回収のフローチャートというものがございまして、それに従って対応しておるところでございます。ただ、滞納が発生しましたら、まず督促をする。その後納付がなければ催告をする。それがなければ呼出しを

させていただいて、来ていただければ分納の誓約をしていただいたりとか、いろいろ今後のことを話し合いながら、いろいろと取決めをした上で納付をしていただくというような対応をこれまでもしてきております。今回に関しましては、滞納が発生して督促を行い、催告を行い、呼出しも都合4回にわたって呼出し状を送らせていただいております。電話を携帯電話にかけさせていただいても出ていただけないとか、そういったこともございまして、職場のほうへ連絡をしてさせていただいて、本人に代わっていただいて本人と話をしております。そのときに納付に対する意思がないということでございましたので、今回の訴えを起こすということになったものでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第9号、専決処分報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第70号 北広島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第6 議案第71号 北広島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第70号、北広島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び日程第6、議案第71号、北広島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての2議案を一括議題とします。以上2議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第70号から議案第71号につきまして一括して概要を説明します。議案集6ページをお願いします。議案第70号、北広島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明します。本案は国の基準に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、本条例の制定について町議会に提案するものです。議案集の16ページをお願いします。議案第71号、北広島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について説明します。本案は、乳児等通園支援事業については、町が条例で定めた基準に従い提供する必要があるため、本条例の制定について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 議案第70号、北広島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、こども家庭課からご説明いたします。議案集6ページをお願いします。今回提案させていただきました条例は、令和8年4月1日から開始されます乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度に関わるものでございます。この乳児等通園支援事業は、生後6か月から満3歳未満の未就学児が保護者の就労要件や理由を問わず、時間単位で月一定時間まで利用できる新たな給付制度で、児童福祉法による市町村の認可事業として位置づけられました。事業の実施に当たっては、その設備及び運営について内閣府令で定められた基準に従い、条例でその認可基準を定めなければならないとされておりますので、本条例を制定するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。続きまして、議案第71号、北広島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。議案集16ページをお願いします。乳児等通園支援事業につきましては、先

ほど議案第70号でご説明しましたように、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められておりますので、国の基準に従い、事業の実施に当たっての運営に関する基準を定めた本条例を制定するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から

日程第9 議案第74号 北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第72号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から、日程第9、議案第74号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例までの3議案を一括議題とします。以上3議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第72号から議案第74号につきまして、一括して概要を説明します。議案集28ページをお願いします。議案第72号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い、職員の給与改定を行うため及び栄養士法の改正に伴い、関係条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集52ページをお願いします。議案第73号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、火災予防条例の改正に伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集56ページをお願いします。議案第74号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、企業立地奨励の対象について新エネルギー産業施設に水力発電を加えるため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 議案第72号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集28ページをお願いいたします。まず、ご説明に先立ちまして、今年度の人事院勧告についてお話をさせていただきますが、今年度の人事院勧告の概要です。初任給をはじめ30歳代後半までに重点を置いた月例給の引上げ、特別給、いわゆる期末勤勉手当においては0.05月分の引上げなどが勧告をされております。今回提案をしております条例につきましては、この国の人事院勧告に準じて本町職員の給与改定を行うもので、関係する条例についてそれぞれ改正を行うものでございます。第1条、職員の給与に関する条例の一部改正では、行政職をはじめ各職種の給与表の改定、特別給の改定等を行います。議案集41ページをお願いいたします。第2条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、任期付職員の給与改定を、次の議案集42ページ、第3条、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正では特別給の改定を行います。続きまして議案集43ページをお願いいたします。第4条、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正では、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて会計年度任用職員の給与改定を行います。本条例の改正はいずれも令和7年4月1日から適用するものでございます。総

務課からのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 議案第73号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例について、消防本部からご説明申し上げます。提案理由についてですが、火災予防条例第30条、30条の8、30条の9、45条でございます。令和7年2月26日、岩手県大船渡市において発生した林野火災を踏まえた対策を検討するため、消防庁及び林野庁を事務局として検討会が開催され、報告書が取りまとめられました。林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令などによって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとの検討結果を基に条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が改正されたため、所要の改正を行ったものでございます。施行日については、令和8年1月1日となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 商工観光課より、議案第74号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集の56ページをお願いいたします。本案は、国のエネルギー大綱における小水力発電の重要性が高まり、本町においても脱炭素ゼロカーボン推進に積極的に取り組む中、条例の一部改正を行うものです。内容としましては、第2条第5項で定める企業立地奨励の対象について、新エネルギー産業施設に小水力発電を加えるものです。また、第5条第3項の、広島県が設備取得に係る助成金を交付するものの根拠となる要綱として、広島県産業集積促進助成要綱（平成23年広島県告示第309号）を広島県内投資促進助成要綱（平成3年4月1日施行）に改めるものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上3議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第75号 北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から

日程第12 議案第77号 北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第10、議案第75号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、日程第12、議案第77号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの3議案を一括議題とします。以上、3議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第75号から議案第77号につきまして一括して概要を説明します。議案集59ページをお願いします。議案第75号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、児童福祉法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集61

ページをお願いします。議案第76号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、児童福祉法並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集69ページをお願いします。議案第77号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 議案第75号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、こども家庭課からご説明いたします。議案集59ページをお願いいたします。今回提案させていただきました一部改正条例は、児童福祉法並びに就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、認定こども園法の一部改正に伴い、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園の職員等による虐待に関する通報義務が創設されたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。続きまして議案第76号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集61ページをお願いいたします。今回提案させていただきました一部改正条例は、児童福祉法並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子保健法に基づく乳幼児の健康診断の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるとき、当該健康診断の全部または一部を行わないことができる場合を追加する改正で、あわせて特定の都道府県または指定都市において保育士と同等に業務を行うことができる地域限定保育士制度が創設されたことにより本条例の一部を改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 議案第77号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について教育課からご説明いたします。議案集69ページをお願いします。提案の理由でございますが、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める本条例について、児童福祉法等の一部改正に伴い、条例第10条第3項、放課後児童支援員の資格について、第1号中、保育士の資格を有する者に、特例的に登録した都道府県においてのみ保育士として通用する資格である地域限定保育士を加えるものです。条例第12条では、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が追加されたことに伴う改正を行います。また、このたびの改正に合わせ、義務教育学校豊平学園の設置に伴い、条例第5条、18条、20条の改正を行います。なお、この条例は公布の日から施行します。以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上3議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第78号 令和7年度北広島町一般会計補正予算（第3号）から

日程第19 議案第84号 令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第13、議案第78号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第3号から日程第19、議案第84号、令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算第2号までの7議案を一括議題とします。以上7議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは令和7年度補正予算の概要について一括して説明します。令和7年度補正予算書の3ページをお願いします。議案第78号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1900万円を追加し、予算の総額を164億2400万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、子ども第三の居場所開設事業の実施、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した畜産農家に対する飼料等価格高騰対策支援の実施などを計上しております。なお、人件費につきまして、人事院勧告などによる人件費の補正を行っております。繰越明許費補正は、第2表に追加11事業を、債務負担行為補正は第3表に追加1事業を、地方債補正は第4表に目的別に計上しております。次に補正予算書の68ページをお願いします。議案第79号、令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号です。本案は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、予算の総額を21億9400万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、一般被保険者療養給付費の減額などを計上しております。次に補正予算書の83ページをお願いします。議案第80号、令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更ませんが、歳入予算においては一般会計繰入金の減額による調整などを、歳出予算においては、居宅介護サービス給付費の追加及び地域密着型介護サービス給付費の減額による調整などを計上しております。次に補正予算書の104ページをお願いします。議案第81号、令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、予算の総額を6700万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は消費税納付金の減額による調整などを計上しております。次に補正予算書の116ページをお願いします。議案第82号、令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更ませんが、歳出予算において、人件費の追加及び予備費の減額による調整などを計上しております。次に補正予算書の128ページをお願いします。議案第83号、令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510万円を追加し、予算の総額を3億8990万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、広域連合への保険料等負担金の追加などを計上しております。続きまして、令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算書第2号の3ページをお願いします。議案第84号、令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算第2号です。本案は、収益的支出において既決の支出予定額に358万7000円を追加し、支出予定額を10億3234万9000円とするものです。また、第3条においては議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正として、既決の予定額に187万1000円を追加し、4144万7000円に改めるものです。今回、予算補正を行う主な内容は人件費及び委託料の追加などによる補正を行っております。以上、各会計の詳細につきましては各担当から説明いたします。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第78号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第3号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。資料の令和7年度12月補正予算の概要及び主要施策をお願いいたします。今回の補正におきましては、一般会計の補正額は3億1900万円の増額補正で、補正後の予算額は164億2400万円となります。編成上のポイントとしましては、子ども第三の居場所開設事業の実施、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した畜産農家に対する飼料等価格高騰対策支援の実施でございます。本表下段には、一般会計、特別会計の当初予算からの補正の状況、累計額などを掲載しております。それでは内容についてご説明申し上げます。次のページのⅢ、12月補正予算、主要施策等一覧表をご覧ください。ただこれだけでは、今回の補正を行う主な事業について、第2次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って記載をしております。なお、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。施策分野Ⅰ、活力ある産業の創造と成長では、農業施設維持修繕事業における農道維持管理委託料149万円、林業振興対策事業における森林作業道補修工事請負費283万3000円の追加などを、施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、放課後児童クラブ運営事業における民間児童クラブ補助金119万円、子ども第三の居場所管理運営事業における監理委託料、工事請負費6802万7000円、観光振興対策事業における広島県観光連盟負担金など130万6000円、アザレア千代田運営事業における施設軒下パネル修繕料166万7000円の追加、児童手当給付事業における児童手当423万円の減額などを、施策分野Ⅲ、安心して元気に暮らせる地域の創出では、老人ホーム等入所措置事業における老人ホーム入所委託料258万円の追加などを、施策分野Ⅳ、生活基盤の強化・強靱化では、道路維持修繕事業における道路維持補修作業等委託料、除雪委託料など4451万2000円、公共土木施設7年災害復旧事業における災害復旧工事請負費300万円の追加、電子計算組織管理運営事業における県システム共同利用手数料の増、電子計算機借上料の減、合わせて1242万4000円の減額、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業におけるGIGA端末借上料など合わせて1013万9000円の減額など、施策分野Ⅴ、住民のための行財政運営では、庁舎管理事業における自家発電機バッテリー及び高圧ケーブル交換に伴う費用など1025万1000円、ふるさと寄附金事業における手数料、委託料4668万6000円、特定目的基金費におけるふるさと基金積立金9168万5000円の追加、地方債償還元金の減及び利子の増、合わせて929万6000円の減額などを計上しております。また、その他、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する事業としまして、畜産振興対策事業における飼料等価格高騰対策支援金1671万円の追加を計上しております。なお、一覧表中に資料番号を記載しております事業は、事業目的、事業概要などの説明資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。次に、補正予算書の第2表をお願いいたします。繰越明許費補正でございます。記載しております2款総務費から11款災害復旧費までの11事業について新たに令和8年度への繰越しを追加するものでございます。次に、補正予算書の第3表をお願いいたします。債務負担行為補正でございます。新たに1件、子ども第三の居場所運営委託料、B&G財団事業分を追加で計上しております。次に、補正予算書の第4表をお願いいたします。地方債補正を目的別に計上しております。災害復旧事業債、過疎対策事業債の減額はあるものの、公共事業等債、一般単独事業における緊急防災・減災事業債、地方道路等整備事業債、緊急自然災害防止対策事業債の追加により、補正後の借入限度額を総額で11億6860万円とするもので、補正前

より1970万円の増額となります。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 議案第79号、令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号について町民保健課からご説明申し上げます。歳出事項別明細書74ページ、75ページをお願いします。1款1項1目一般管理費114万円の減額と1款2項1目賦課徴収費の5万2000円の増額は、人事院勧告などによる人件費の補正になります。2款1項1目一般被保険者療養給付費は、給付実績により2000万円を減額いたします。次のページをお願いします。2款2項1目一般被保険者高額療養費は、給付実績により2000万円を増額します。5款1項1目特定健康診査等事業費9万7000円の増額と5款3項健康管理センター事業費57万3000円の増額は、いずれも人事院勧告などによる人件費の補正になります。次のページをお願いします。6款1項1目財政調整基金積立金を254万1000円減額します。8款1項3目保険給付費等交付金償還金195万9000円の増額は、令和6年度に概算払交付を受けた県支出金等の精算になります。次に歳入事項別明細書72ページ、73ページをお願いします。5款1項1目一般会計繰入金の41万8000円の減額は、職員給与費等の繰入分になります。5款2項1目財政調整基金繰入金は58万2000円を減額いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 議案第80号、令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号について福祉課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書、予算書92ページ、93ページをお願いします。1款1項1目一般管理費を148万3000円増額し、309万3000円とします。これは介護保険システム改修委託料等を増額するものでございます。1款3項2目認定調査費等を62万5000円増額し、1977万5000円とします。これは会計年度任用職員報酬を増額するものでございます。1款4項1目計画策定委員会費を268万2000円減額し、448万5000円とします。これは介護保険事業計画策定委託料を入札による残額を減額するものでございます。予算書94ページ、95ページをお願いします。2款1項1目居宅介護サービス給付費を2200万円増額し、7億7270万円とします。これは、居宅介護サービス給付費を給付実績見込みにより増額するものでございます。2款1項2目施設介護サービス給付費を1500万円減額し、12億6500万円とします。これは施設介護サービス給付費を給付実績見込みにより減額するものでございます。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費を1700万円減額し、6億1600万円とします。これも地域密着型介護サービス給付費を給付実績見込みにより減額するものでございます。2款2項2目高額医療合算介護サービス費を800万円増額し、1450万1000円とします。これも高額医療合算介護サービス費を給付実績見込みにより増額するものでございます。予算書96ページ、97ページをお願いします。2款4項1目介護予防サービス給付費を300万円減額し、1億240万円とします。これは介護予防サービス給付費を給付実績見込みにより減額するものでございます。2款4項2目地域密着型介護予防サービス給付費を500万円増額し、1900万円とします。これは、地域密着型介護予防サービス給付費を給付実績見込みにより増額するものでございます。4款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費を44万2000円増額し、1332万円とします。これは会計年度任用職員報酬を増額するものでございます。4款3項1目総

合相談事業費を16万9000円増額し、1119万3000円とします。これは職員手当等の人件費の増額を行うものでございます。予算書98ページ、99ページをお願いします。4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費を22万1000円増額し、983万円とします。これは職員手当等の人件費の増額を行うものでございます。8款1項1目予備費25万8000円の減額は調整額です。次に戻っていただいて、歳入の事項別明細書、予算書88ページ、89ページをお願いします。1款1項1目第1号被保険者保険料を18万9000円を増額し、5億2151万2000円とします。これは歳出の補正に伴い、負担割合分の保険料を増額するものでございます。3款2項1目調整交付金を2万2000円増額し、2億6940万円とします。これも歳出の補正に伴う公費等の負担割合分でございます。3款2項2目地域支援事業交付金を23万8000円増額し、2990万円とします。これも歳出の補正に伴う公費等の負担割合分でございます。3款2項5目介護保険関係システム改修費を58万2000円とします。これは介護保険システム改修に伴う国庫補助金でございます。4款1項2目地域支援事業支援交付金を11万9000円増額し、2043万1000円とします。これも歳出の補正に伴う公費等の負担割合分でございます。予算書90ページ、91ページをお願いします。5款2項1目地域支援事業交付金を12万9000円増額し、1683万7000円とします。これも歳出の補正に伴う公費等の負担割合分でございます。7款1項2目その他一般会計繰入金を115万6000円減額し、3275万7000円とします。これは歳出の総務費の減額補正に伴うものでございます。7款1項3目地域支援事業繰入金を13万5000円増額し、1689万円とします。これも歳出の地域支援事業費の増額補正に伴うものでございます。7款2項1目介護給付費準備繰入金は25万8000円減額とします。以上で福祉課からのご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第81号、令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号について農林課からご説明申し上げます。補正予算書110、111ページ、歳出事項別明細書をお願いいたします。歳出、1款1目一般管理事業につきましては、人件費の調整及び本年度の電気料金充当補助金及び一般会計繰入金確定に伴う補正でございます。歳出、2款1項1目電気事業費の公課費488万9000円の減額ですが、これは消費税確定申告によりまして、中間申告納付額の確定に伴う減額でございます。次に、5款1項1目予備費につきましては、端数調整でございます。続いて歳入を説明いたします。前に戻っていただきまして、補正予算書108、109ページ、事項別明細書歳入をお願いいたします。3款2項1目基金繰入金574万3000円の減額につきましては、歳出予算補正額減額に伴いまして、電気事業繰入金を減額補正するものでございます。次に、5款2項1目雑入の74万3000円の増額につきましては、消費税額確定に伴いまして、消費税額還付金を増額補正するものでございます。以上で農林課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 議案第82号、令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号について町民保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書120ページ、121ページをお願いします。1款1項1目一般管理費146万7000円、2目訪問看護事業費55万2000円の増額は、人事院勧告などによる人件費の補正になります。4款1項1目元金の31万1000円の減額は、雄鹿原診療所の地方債償還元金の減額になります。次のページをお

願います。5款1項1目予備費を調整で170万8000円減額します。歳入予算については、補正はございません。続きまして、議案第83号、令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。歳出の事項別明細書134ページ、135ページをお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の516万3000円の増額は、現年分の保険料等負担金になります。5款1項1目予備費6万3000円の減額は調整によるものです。次に歳入の事項別明細書132ページ、133ページをお願いします。1款1項後期高齢者医療保険料、1目の特別徴収保険料を663万8000円増額し、2目の普通徴収保険料を47万5000円減額します。3款1項1目事務費繰入金を106万3000円減額いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第84号、令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算第2号について、環境生活課からご説明申し上げます。別冊の令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算第2号の3ページをお願いいたします。第2条、収益的支出の補正についてですが、令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的支出の営業費用の予定額を増額するものです。詳細については、次の4ページをご覧ください。令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算実施計画にてご説明いたします。支出の部の1款1項3目総係費を358万7000円の増額をお願いするものでございます。これは当初予算で見込みとして計上していたものを精査し、予算の補正を行うものでございます。戻りまして、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正についてご説明いたします。当初予算第8条に定めている職員給与費について、人事院勧告に準じ、187万1000円の増額をお願いするものでございます。以上で環境生活課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。補正予算関係7議案については、後日、審議採決を行います。以上で本日の日程は全部終了しました。次の本会議は、12月11日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いをいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 12分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~